

# 被災したあなたを助ける お金とくらしの話 ～災害復興法学のすすめ～

一般財団法人消防防災科学センター主催  
令和6年度第4回オンライン版市町村職員防災連続講座  
2024年12月10日

岡本 正(OkAMOTO Tadashi)

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士  
岩手大学地域防災研究センター 客員教授  
北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター 上席研究員  
人と防災未来センター 特別研究調査員



住んで"いる地域一帯は、最大20m級の大津波の被害にあいました。所有していた自宅と仕事場は基礎を残して流出しました。夫婦共同で個人事業を営んでいましたが、今は仕事が全くできません。配偶者は津波で"亡くなりました。

同居の子供2名は無事でしたが、来年は私立大学進学と、私立高校進学が見込まれています。夫婦の個人事業資金のローンは3000万円、夫婦の住宅ローンは2000万円、合計で5000万円以上の残額があります。夫婦の土地や預貯金ほかあらゆる財産の価値を合計しても600万円ほどにしかなりません。

助かった家族3人は、小学校の体育館に開設された避難所で暮らしています。

半月ほどが経ちました。いったいどうしたらよいのでしょうか.....。

# 被災とは「お金とくらし」の困難

**新築したばかりの家は全壊、家族は行方不明……。いったい、どうすればよいのか、途方にくれています。**

まずは、「り災証明書」を取得しましょう

参照 生活再建の第一歩 「り災証明書」の取得

**アパートが被災し、退去を求められています。勤務先も被災で休業、収入がありません。**

生活再建に際しては、トラブルが多発しがちです

参照 生活の支援 紛争・トラブル

**自宅が壊れて、キャッシュカードも通帳も紛失しました。健康保険証も見当たりません。**

災害時は、貴重品等の紛失にも柔軟に対応します

参照 生活の支援 貴重品等の紛失

**一家の大黒柱である夫を亡くしました。貯金も、ほとんどありません。当面の生活さえ見通せません。**

被災直後の生活を支える給付金があります

参照 お金の支援 もらえるお金、借りられるお金

**全壊した自宅は住宅ローンが残っています。公共料金など毎月の支払いも心配です。**

ローンや公共料金等の減免制度があります

参照 お金の支援 支払いの減免など

**自宅を建て直す場合、何か融資はありますか。お金がない場合はどうすればいいですか。**

住宅の提供、被災者向け住宅融資など事情に応じて利用できます

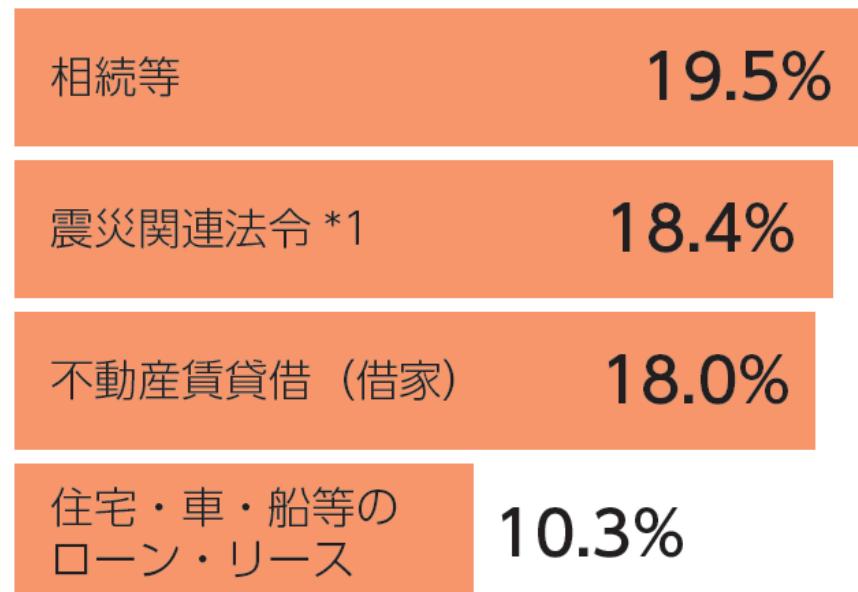
参照 住居の支援 住まいの再建

岡本正監修『被災後の生活再建のてびき』（東京法規出版）より

# 東日本大震災4万件超・熊本地震1万2千件超（約1年間）

## 東日本大震災における主な相談内容 (宮城県石巻市)

2011年3月～2012年5月 (3,481件)



\*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

## 熊本地震における主な相談内容

2016年4月～2017年4月 (12,284件)



\*2 近隣住民とのトラブルなど

(岡本正著『災害復興法学』『災害復興法学Ⅱ』慶應義塾大学出版会刊より引用)



BCP事業継続

会社の再生  
復興への尽力



自分と家族の生活の見通し・安心  
ここから歩き始めるために必要な支援制度  
災害後のお金、料金、契約、ローン、支援策



72時間のサバイバル

災害発生直後

# 災害ケースマネジメント

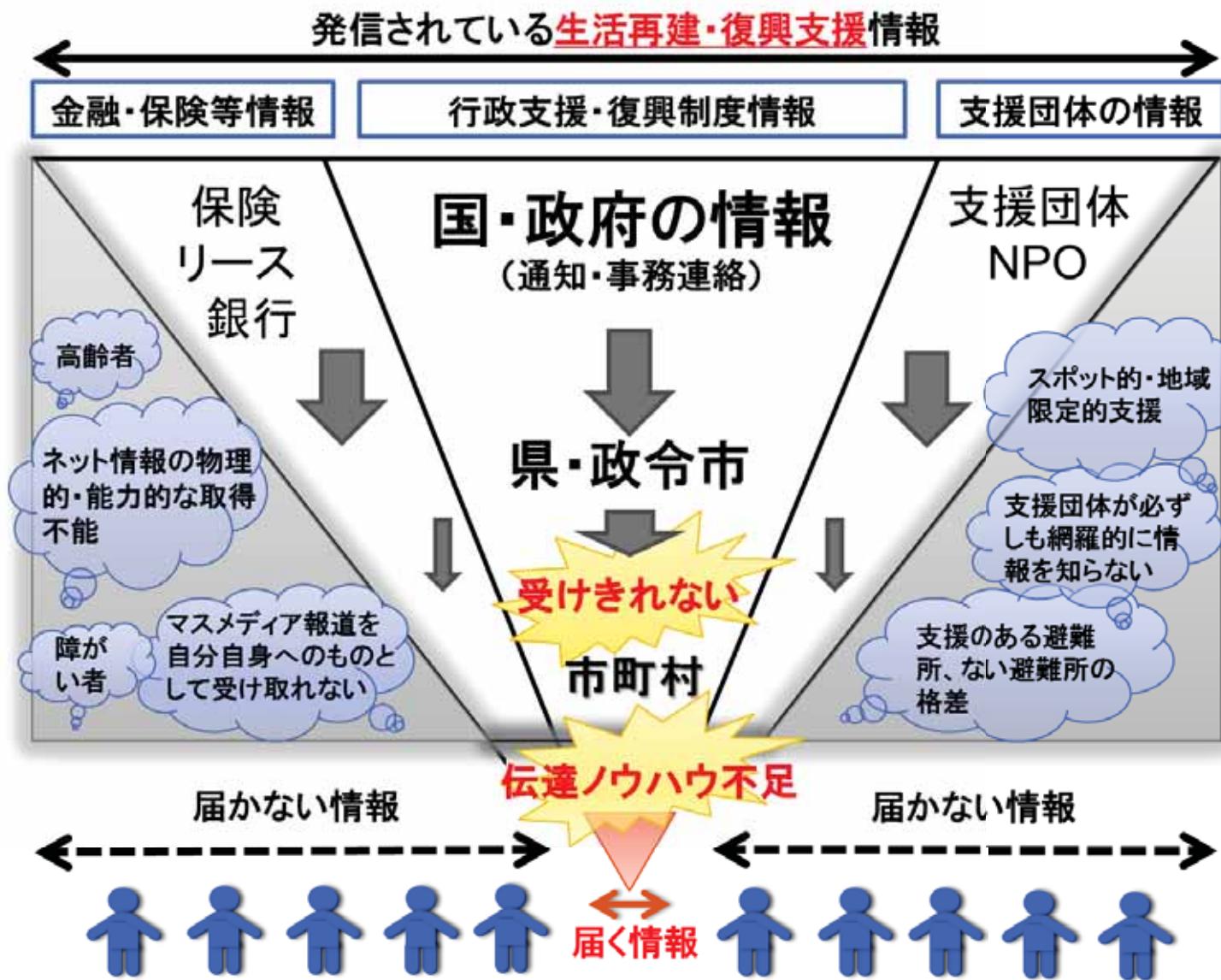
## 防災基本計画（令和5年5月改訂）

地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

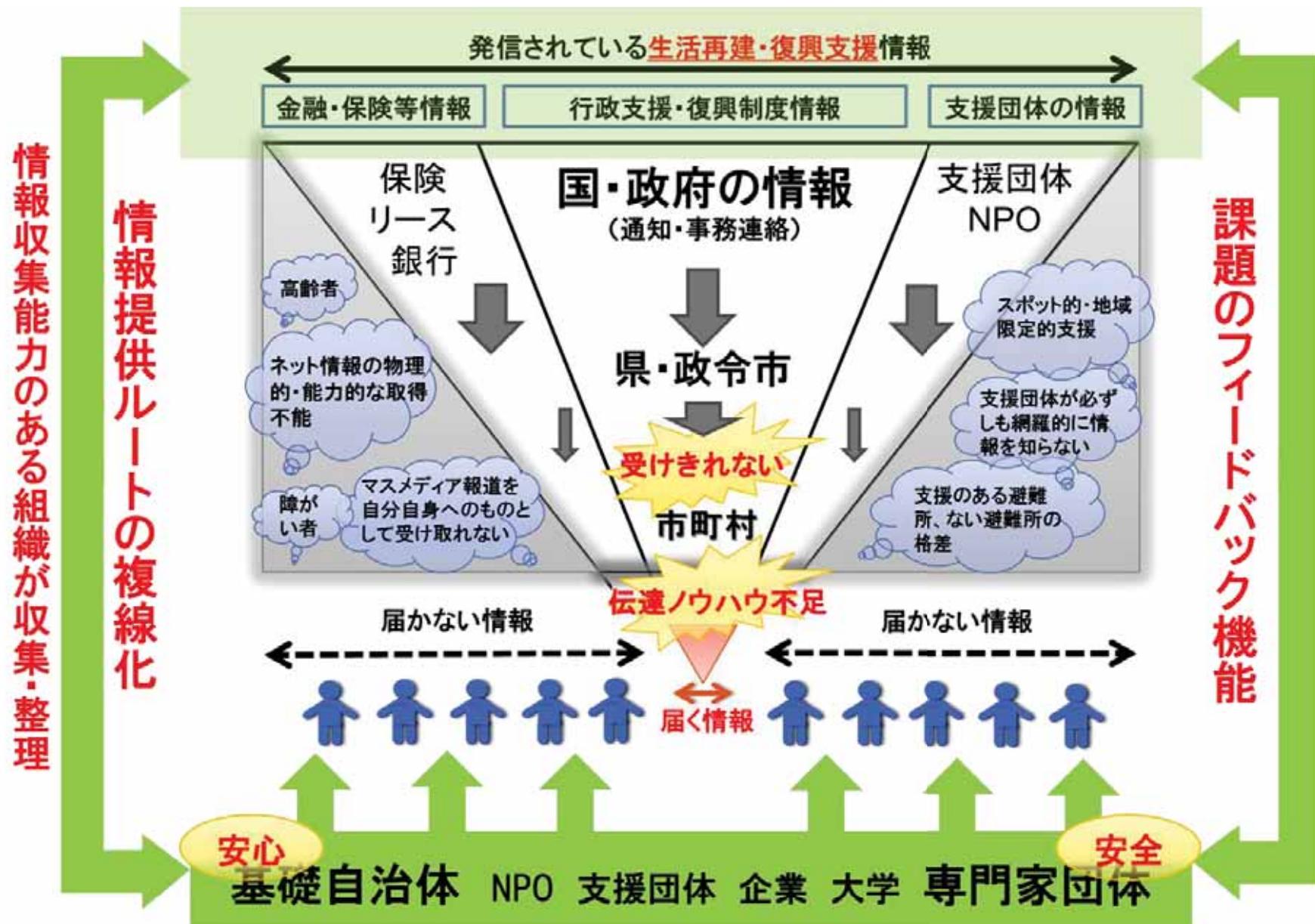
## 災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

# 災害後に情報が届かないメカニズム



# 復興情報の整理・提供ルート複線化



# 生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』(弘文堂) より



Part 4		支払いができない				Part 3		貴重品がなくなった				Part 2				はじめの一歩				Part 1		もくじ	
Chapter 15	Chapter 14	Chapter 13	Chapter 12	Chapter 11	Chapter 10	Chapter 9	Chapter 8	Chapter 7	Chapter 6	Chapter 5	Chapter 4	Chapter 3	Chapter 2	Chapter 1	Chapter 11	Chapter 10	Chapter 9	Chapter 8	Chapter 7	Chapter 6	Chapter 5	はじめに	
																					大災害で被災するとは どういうことか		
安心	安心	コロナ版ローン減免制度の誕生	返済条件変更前に減免制度の確認を～自然災害債務整理ガイドライン③～	被災ローン減免制度には多くのメリット～自然災害債務整理ガイドライン②～	電気・ガス・水道等公共料金も支払い猶予措置がある	被災ローン減免制度は破産にあらず～自然災害債務整理ガイドライン①～	携帯電話料金は支払い期限	預貯金は引き出せる	家の権利証がなくなつても権利はなくならない	保険会社や契約内容が不明なら保険協会の窓口へ	保険証をなくしても保険診療を受けられる	通帳やカードなしでも預貯金は引き出せる	新型コロナと休業支援	権災証明書の被害認定では写真撮影も忘れずに	ワンポイント豆知識	生活再建への第一歩「権災証明書」を必ず知つておこう	権災証明書の被害認定では写真撮影も忘れずに	はじめの一歩	はじめの一歩	はじめの一歩	はじめの一歩	はじめの一歩	はじめの一歩
被災者生活再建支援金を～基礎支援金～最大200万円の追加金も～加算支援金～遺族	住まいの全壊等には被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金には追加金も～加算支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～	被災者生活再建支援金を～基礎支援金～		
64	60	58	54	50	46	42	38	34	32	28	24	20	16	11	10	6	2	ii					



# 生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』(弘文堂) より



被災地の声を見る Part 7		生活を取り戻す Part 6					トラブルの解決 Part 5				お金の支援				Part 4					
Chapter 30 コラム7 新型コロナと国民の声	Chapter 29 コラム6 コロナと避難所TKB	Chapter 28 コラム5 新型コロナの紛争にADR	Chapter 27 「リバース・モーゲージ」を検討しよう	Chapter 26 新しい借り入れのしくみ	Chapter 25 仮設住宅に入居要件は緩和されることもある	Chapter 24 自宅の応急修理制度利用には注意を	Chapter 23 相続放棄ができる期限に注意を	Chapter 22 避難所環境と女性や子どもの権利に配慮を	Chapter 21 仮設住宅に入れないと特別法の発動で行政手続き等の期限が延長に	Chapter 20 賃貸借契約の紛争は災害ADRによる解決を	ADR活用も災害ADR①	自宅損壊で隣家に被害が出たらADR活用も災害ADR②	災害ADR①	自治体が配分する支援金の申請を忘れずに	3年間は返済の必要なし	「関連死」でも受け取り可能な弔慰金①災害弔慰金②	最大200万円の追加金も加算支援金③遺族お見舞い金④災害弔慰金①			
声を防災・減災へ活かす 東日本大震災 熊本地震	無料法律相談1万2000件の声が導く復興政策の軌跡	無料法律相談4万件の声が導く復興政策の軌跡	「リバース・モーゲージ」を検討しよう	新しい借り入れのしくみ	仮設住宅の入居要件は緩和されることもある	自宅の応急修理制度利用には注意を	相続放棄ができる期限に注意を	避難所環境と女性や子どもの権利に配慮を	仮設住宅に入れないと特別法の発動で行政手続き等の期限が延長に	賃貸借契約の紛争は災害ADRによる解決を	自宅損壊で隣家に被害が出たらADR活用も災害ADR②	災害ADR①	自治体が配分する支援金の申請を忘れずに	3年間は返済の必要なし	「関連死」でも受け取り可能な弔慰金①災害弔慰金②	最大200万円の追加金も加算支援金③遺族お見舞い金④災害弔慰金①				
134	130	126	124	120	116	112	108	104	102	98	94	90	86	84	80	76	72	68	64	60



# 被災に備える豆知識 (取材協力: 弁護士 岡本正さん)



2023.07.24

①り災証明書



2023.07.25  
③通帳カード



2023.07.26  
④保険証



2023.07.27  
⑤公共料金



2023.07.28  
⑥被災ローン

岡本がそう思い至ったのは、法律家として東日本大震災に向き合ったからだ。支援のため弁護士が被

生き延びた後、何に困り、何が必要となるのか」。

7月末、神奈川大横浜キャンバス。防災に関心のある会場の人たちに向かって、弁護士の岡本正（36）が問い合わせた。

地震や津波から命を守るために欠かせない耐震化や避難、備蓄。そして、災害が起きても事業や活動が途絶えないようになる「事業継続計画（BCP）」。

「どちらも大切な防災だが、その間の視点が抜けて落ちている」。岡本はさらに投げ掛ける。「被災した人が果たしてすぐに仕事を始められるだろうか。その段階に移るまでの間にこそ、備えておく

## 法律相談

# 生き抜く知恵伝え



被災とは何か。事例を挙げて説く岡本さん  
=7月31日、神奈川大横浜キャンバス

（取引先や顧客のリストが流され、無事を伝えられない）  
（日常的な法律相談の区分を参考に「不動産所有権」「預金・株等の流動資産」「境界」など20余りの項目に分類。さらに

（渡辺 涉）  
（敬称略）

## 復興の道しるべ

### 生き抜く 知恵伝え

# 生き抜く知恵伝え

べき重要な課題がある」防災に明るくなかった岡本がそう思い至ったのは、法律家として東日本大震災に向き合ったからだ。支援のため弁護士が被

生き延びた後、何に困り、何が必要となるのか」。

7月末、神奈川大横浜キャンバス。防災に関心のある会場の人たちに向かって、弁護士の岡本正（36）が問い合わせた。

地震や津波から命を守るために欠かせない耐震化や避難、備蓄。そして、災害が起きても事業や活動が途絶えないようになる「事業継続計画（BCP）」。

「どちらも大切な防災だが、その間の視点が抜けて落ちている」。岡本はさらに投げ掛けける。「被災した人が果たしてすぐに仕事を始められるだろうか。その段階に移るまでの間にこそ、備えておく

べき重要な課題がある」防災に明るくなかった岡本がそう思い至ったのは、法律家として東日本大震災に向き合ったからだ。支援のため弁護士が被

生き延びた後、何に困り、何が必要となるのか」。

7月末、神奈川大横浜キャンバス。防災に関心のある会場の人たちに向かって、弁護士の岡本正（36）が問い合わせた。

地震や津波から命を守るために欠かせない耐震化や避難、備蓄。そして、災害が起きても事業や活動が途絶えないようになる「事業継続計画（BCP）」。

（取引先や顧客のリストが流され、無事を伝えられない）  
（日常的な法律相談の区分を参考に「不動産所有権」「預金・株等の流動資産」「境界」など20余りの項目に分類。さらに

# 生き抜く知恵伝え

が、全壊した自宅のローンも1200万円残っている

破産に離婚、相続、隣トラブル…。被災を機

田市は「比較的新しい家

型」と名付けた。  
岡本はこれを「都市津波型」と名付けた。

内陸のため浸水はないが、揺れで被災からの相談が目立つた。岡本はこれを「都市津波型」と名付けた。

田市は「比較的新しい家型」と名付けた。  
岡本はこれを「都市津波型」と名付けた。

あるいは都市の規模などで異なる法的ニーズの実態が見えてきた」。

田市は「比較的新しい家型」と名付けた。  
岡本はこれを「都市津波型」と名付けた。

あるいは都市の規模などで異なる法的ニーズの実態が見えてきた」。

田市は「比較的新しい家型」と名付けた。  
岡本はこれを「都市津波型」と名付けた。





## 【目標11】

包括的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



11

住み続けられ  
まちづくりを

①11-5

2030年までに、貧困層及びせい弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に減らす。

②11-6

2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

13

気候変動に  
具体的な対策を



### 【目標13】

変動及びその影響を軽減するため  
の緊急対策を講じる

#### ① 13-1

すべての国々において、気候関連  
災害や自然災害に対する強靭性  
(レジリエンス) 及び適応力を強化  
する。

# 災害対応には法制度知識が不可欠 防災や復興を「自分ごと」にするプログラム

<p><b>災害救助法を使いこなす</b> ～災害関連死をなくす避難所環境整備</p>	<p>災害法制としてよく出てくる「災害救助法」とは一体何か。なぜそれほど災害救助法が重要なのか。災害救助法が適用されるとされないと何が違うのか。災害救助法を知ることがなぜ災害関連死を防いだり、避難所環境整備に役立つか。災害法制の最初の一歩として災害救助法の基礎とその徹底活用術を「避難所TKB」の実現、男女共同参画の視点、福祉支援の視点などを交えて解説します。</p>
<p><b>災害対策と個人情報利活用</b> ～名簿情報や安否確認の政策法務</p>	<p>災害時や平時のうちから個人情報を共有することによって被害を軽減したり、被災者支援を円滑化することが求められています。そのためにはどのような準備が必要なのでしょうか。個人情報保護法制に対する正確な理解と判断の勘所を養い、自治体が他の自治体や民間支援団体と協働して災害対策や被災者支援をするためのノウハウを学びます。とくに「安否不明者等の氏名公表」「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報の共有」に焦点を充てて、いま講ずべき政策を解説します。</p>
<p><b>BCPとリスクマネジメント</b> ～裁判に学ぶ組織の安全配慮義務</p>	<p>東日本大震災の津波訴訟に代表されるように、自然災害に起因して企業の損害賠償責任、行政機関の国家賠償責任が争われてきました。多くの訴訟で「安全配慮義務」について示唆に富む判断が示されています。これらの裁判例や報告書を読み解くと、組織の事業継続計画や事業継続マネジメントの見直すべきポイントが見えてきます。大企業でも中小企業でも個人事業者でも、共通して備えて欲しいBCPのポイントを解説します。</p>
<p><b>被災したあなたを助けるお金とくらしの話</b> ～災害ケースマネジメントの実現のために</p>	<p>「全てを失った。一体どうしたらよいのか。」。大きな災害で甚大な被害を受けた被災者の苦悩は計り知れません。それらの実態について生の声を体感していただきたいと思います。被災者のリーガル・ニーズの実態を東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和台風豪雨、など約6万件の事例から学びます。そのうえで、事前にあらゆる国民が「知識の備え」としてほしい法制度知識『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』について解説します。自治体法務強化や情報発信力の向上、そして企業では人材育成の切り札になるプログラムです。</p>

人間の復興を目指す  
オール・ハザード・アプローチへ  
**災害復興法学 III**

An Encouragement of Disaster Recovery and  
Revitalization Law III

岡本 正 著



慶應義塾大学で誕生し  
全国へ広がる人気講座の最新刊  
遂に登場



2023年10月刊行

A5判／並製／416頁  
ISBN：978-4-7664-2918-3 C3032  
定価：3,300円（税込み）

**この国の未来を  
担うあなたへ**

感染症、地震、津波、台風、豪雨を乗り越え  
次の百年へ叡智を繋ぐ政策ドキュメンタリー

**感染症×風水害×防災教育×事業継続**

プロローグ

- 第1部 新型コロナウイルス感染症と災害復興法学—COVID-19
- 第1章 新型コロナウイルス感染症は災害か：災害対策の知恵を感染症に活かせ
- 第2章 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ：動き出す法律家たち
- 第3章 感染症対策にも被災ローン減免制度を：被災ローン減免制度コロナ特則とガイドライン立法化提言
- 第4章 新型コロナ関係給付金を差押えから保護せよ：特別定額給付金等を巡る諸課題
- 第5章 オンラインで契約紛争解決：弁護士会の新型コロナADR・ODR
- 第6章 正しい情報と正しい判断で職員・顧客を守る：新型感染症対策とBCP・BCM
- 第7章 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう知識の備え：あなたを助けるお金とくらしの話

第2部 異常気象と災害復興法学—DISASTERS

- 第1章 西日本豪雨とリーガル・ニーズ：豪雨災害の声を徹底分析
- 第2章 令和元年台風被害とリーガル・ニーズ：巨大台風襲来の大きな爪痕
- 第3章 義援金差押え禁止法恒久化：水害と感染症と恒久法への道のり
- 第4章 終らない半壊の涙・境界線の明暗：災害ケースマネジメントで申請主義の壁を乗り越えろ
- 第5章 避難所TKBと感染症対策：災害救助法の柔軟運用と限界
- 第6章 続・続・個人情報は個人を救うためにある：災害と個人情報利活用
- 第7章 救えた命、失われゆく声：命を守る災害関連死データの集積と分析
- 第8章 首都直下地震発生、東京から脱出せよ：東京「仮」住まい

第3部 分野を超越するこれからの災害復興法学—RESILIENCE FOR ALL HAZARDS

- 第1章 知識の常備薬をポケットに：いつでも、どこででも、だれでも学べる社会教育としての災害復興法学
- 第2章 知識を伝えるのはあなた：命を繋ぐ災害ソーシャルワークと災害復興法学
- 第3章 その時メディアは何を伝えるか：被災者支援報道と災害復興法学
- 第4章 災害看護の力の源泉：健康支援・医療支援としての災害復興法学
- 第5章 会社は人でできている：組織のリスクマネジメントと災害復興法学
- 第6章 災害法務の専門人材を創れ：公共政策学としての災害復興法学
- 第7章 災害復興法学が目指す生活復興基本法：被災者のリーガル・ニーズから基本法を創る

エピローグ：14歳のための災害復興法学



2014年 慶應義塾大学出版会

## 参考文献

この国の未来を担うあなたへ  
これは被災地4万人の  
声が導いた、  
復興政策の軌跡と  
未来への道標である



### 【主要目次】

## 第1部 大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

## 第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決を
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない！ 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った！

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報は個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

## 第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ  
復興政策の軌跡は、  
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

**【主要目次】**

プロローグ 復興から復興へ

**第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え**

第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」

第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

**第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生**

第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ

第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない

第3章 住まい(3) マンションに救助はやってくるか

第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を

第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ

第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗

第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務

第8章 地域と情報(2) 続・個人情報は個人を救うためにある

第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

**第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に**

第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ

第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識

第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性

第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネバール地震：カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～



**参考文献**



# 声は届く、ともに歩んでいこう。

## 参考文献



### 2018年 効果書房 (KDDI叢書)

- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 第1章  | 災害復興法学の体系化を目指して                    |
| 第2章  | 災害時の無料法律相談分析の意義と<br>災害復興法学に関する先行研究 |
| 第3章  | 東日本大震災無料法律相談情報分析結果                 |
| 第4章  | 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果                |
| 第5章  | 熊本地震無料法律相談データ分析結果                  |
| 第6章  | リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現              |
| 第7章  | 分野横断的な復興政策モデルの構築                   |
| 第8章  | 災害復興法学の実践                          |
| 第9章  | 考察                                 |
| 第10章 | 結論と展望                              |

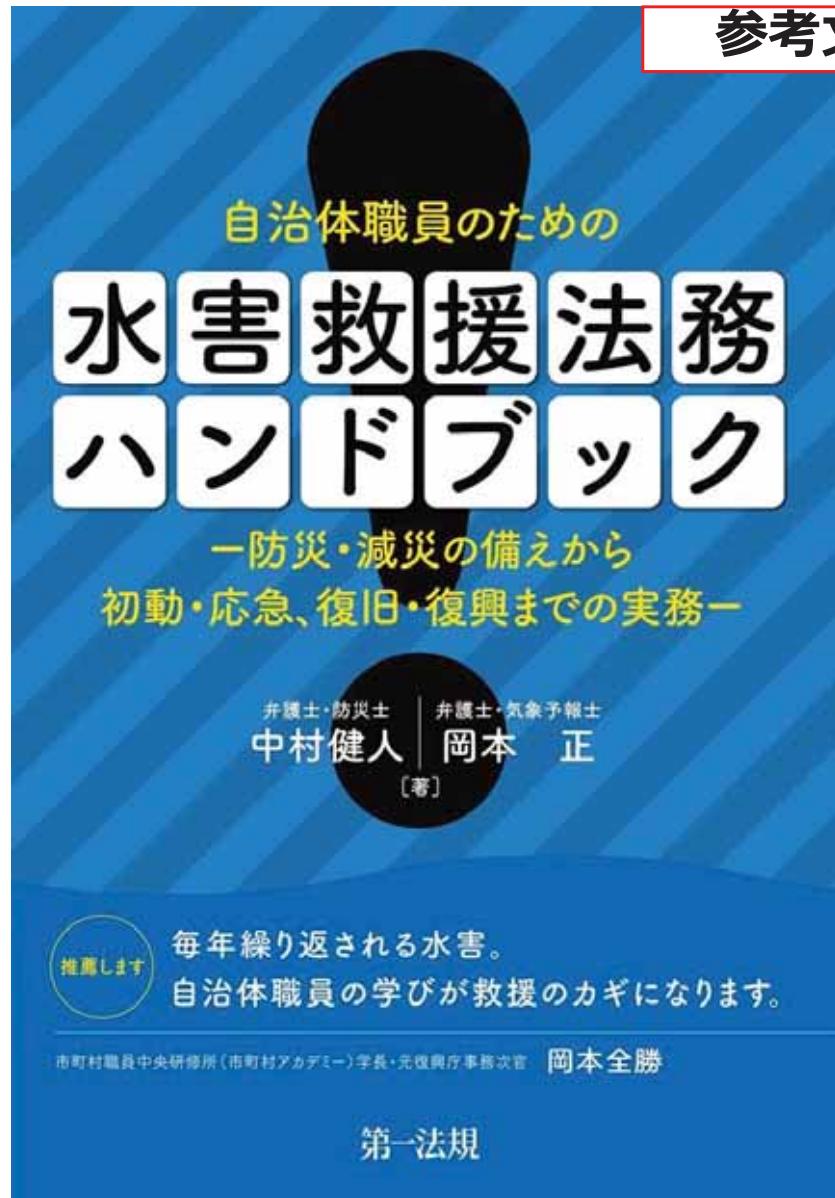


【受賞御礼】日本公共政策学会  
2019年度学会賞『奨励賞』

参考文献



2021年発売  
[改訂版]  
災害救援法務ハンドブック  
第一法規



2024年発売  
水害救援法務ハンドブック  
第一法規

## 参考文献

# 図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



## 防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授・図書館員)

樹村房

## 図書館はやはり 学びの場

第1部 「知る」

第2部 「伝える」

第3部 「つくる」

災害が起ったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による  
ファシリテーション・  
グラフィックも掲載!



# 参考文献



2

生活再建への第一歩  
「罹災証明書」を  
必ず知っておこう



住んでいるところが  
被害を受けたら罹災証明書  
罹災証明書(りさいしょうめいしょ)とは、災害においても住宅等の被害の程度(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)を証明する書類です。災害後一部損傷を認めたときには、自治体は罹災証明書を発行する義務を負っています。住宅の被害の程度が一目瞭然となります。また、さまざまな被災者支援の際に役立ちます。被災者から申請があったときには、自治体として活用できるメリットがあります。

くらしの話  
増補版

# 被災したあなたを助ける お金と

岡本 正 著

井博士(総合パートナーズ法律事務所)、第一東京弁護士会所属。博士(法学)。防災士・ファイナンシャルプランナー・マンション資格士。岩手大学地質防災研究センター客員教授、北洋工業大学公共政策学研究センター上席研究員、慶應義塾大学・青山学院大学等非常勤講師。2001年慶應義塾大学法学部卒業。2003年弁護士登録。東日本大震災を契機に2011年から12月まで日弁連災害対策本部顧問会員に就任。同震災後の4万件の弁護士無料法律相談データベース作成を担当。実務や行政における豊富な経験を活かし、2012年より「災害復興法医学」講座を各大学に創設。その防災教育活動は「危機管理デザイン賞」(2013年)、「若者力大賞ユースリーダー支援賞」などを受賞。博士論文とともにした講義「災害復興法医学の体系: リーガル・ニーズと復興法医学の発展」は「日本公共政策学会賞奨励賞」を受賞。その他、防災分野の著書多数。

- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続が複雑でわからない etc.

被災後の生活再建の大きな支えとなる  
「知識の備え」厳選30話。

この本で伝えたいのは「希望」です  
(ほのめに)より

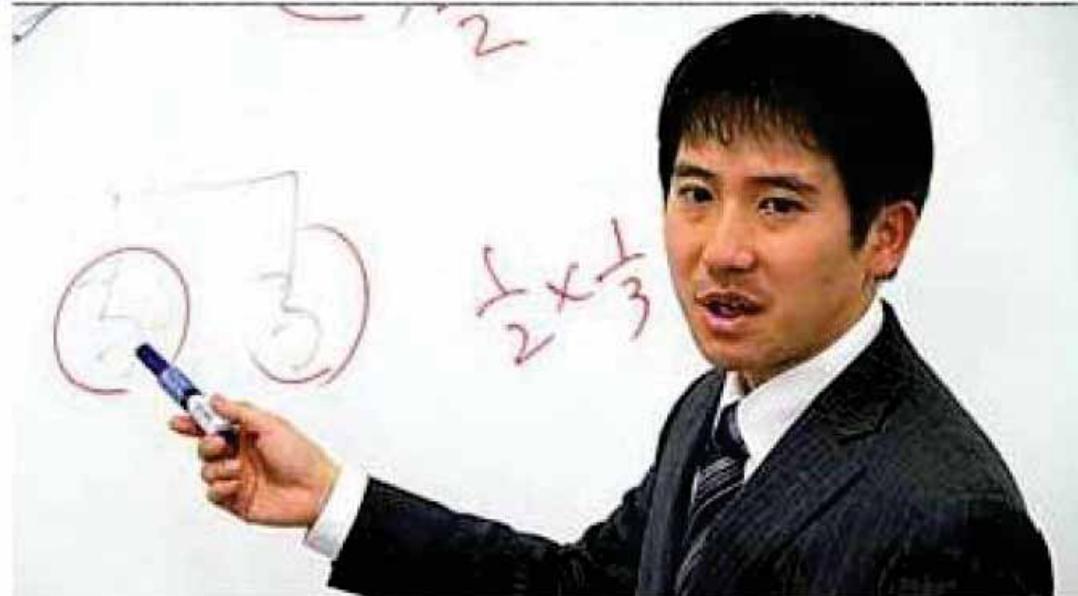
四六判 144ページ 定価 1,430円(税込)

ISBN 978-4-335-55206-9 C0036

## 「災害復興法学」を提唱する弁護士

ひと

おかもと ただし  
**岡本 正**さん(34)



東日本大震災が起きた時、弁護士たちは駆け回って無料で法律相談を受け始めた。「被災者のニーズを正確に把握し、国に届けなければ意味がない」と震災の翌月、日本弁護士連合会にデータベース(DB)化を進言。自ら同会災害対策本部の室長に就き、相談内容をパソコンに打ち込んだ。

鎌倉で江戸時代から続く酒屋に

生まれ、弁護士に。震災時は内閣府に出向中。周りの職員は被災地や震災対応の部署へ飛ぶ。「自分は何ができるか」と強く思った。DBは4万件を超えた。沿岸部では遺言や相続、市街地では被災建物の賃貸借やローン……。どうにもならない課題が浮かんだ。相続放棄の期間延長やローンの減免など、阪神大震災後には作れなかつた制度が実現した。「DBがかなり貢献したはず」

首都直下型地震や東南海地震が起きるのが数十年後なら、大震災を経験した専門家がない可能性もある。豊富な実例をもとに立法のノウハウを伝える「災害復興法学」を提唱した。昨年から母校慶應大的大学院で非常勤講師、今年からは中央大大学院でも客員教授として、大災害に即応できる法律家や官僚の卵の育成に力を注ぐ。札幌で司法修習をして以来、新しいラーメン店の開拓が楽しみ。週末も大型連休も返上してDBづくりをした時も、「おいしいラーメンからエネルギーをもらいまし

文・写真 村山恵二



「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと だなし 岡本 正さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生らに教えてきた。その数は100人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

が相談を受けた。自分に何ができるのかと思い、現地の仲間に電話をかけた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合いで入力した。

曰弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えた。悲痛な声の数々を「希望の種」に変えたいと思つ

ている。(社会部 越村格)複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合いで入力した。

曰弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

## 「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと だなし 岡本 正さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生らに教えてきた。その数は100人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

## 顔

曰弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合いで入力した。悲痛な声の数々を「希望の種」に変えたいと思つ

ている。(社会部 越村格)複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合いで入力した。

曰弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

被災時に役立つ知識をまとめ出版した弁護士

## 岡本 正さん(41)



神奈川県鎌倉市出身。東日本大震災では、避難所で直接相談を受け、熊本地震(2016年)などでも現地に出向いた。

東京の弁護士事務所で企業法務を中心に戦っていた2011年、大震災が起きた。自分に何かできないかと考えた時、現地の弁護士に被災者から、生活再建への不安を訴える声が次々に

東日本大震災から9年を迎えた3月、法律や制度の使い方を解説した「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」(弘文堂)を出版した。

寄せられていることを知った。他の弁護士とともに、1年間に集まった大量の相談事例のうち約4万件を読み続けた。「何をどうしていいのか分からないう」という切実な声。制度がない」という実感が頭に浮かび、歯がゆかった。

支援法を紹介する書籍の出版が頭に浮かんだが、「30代前半の一弁護士の声に多くの人は

耳を傾けてくれないので」と思って確立しようと「災害復興法」を提唱。12年に慶應大の非常勤講師になり、17年には博士号を取得した。企業などを対象にしたセミナーも全国で200ほど行ってきた。

そしてようやく、一般向けの一冊をまとめることができた。「伝えたいのは『希望』です」。そんな書き出しで、イラストを交えて、生活再建の道筋に沿って30話にまとめた。「災害で多くを失つても、助けてくれる法律がある。全ての国民にとって当たり前の知識になるよう、『知識の薬箱』として貢献できれば」。四六判144ページ(430円)。軽くて持ち運びにも便利だ。

ひと



### 被災者の生活再建助ける書籍出版

や暮らしの再建に役立つ法律を分かりやすく説明する「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」(弘文堂)を、11日に出版した。

9年前、東日本大震災の当時は内閣府に出向中で、行政改革や政策立案を担当していた。並行して日弁連災害対策本部嘱託室長として、被災者を対象にした法律相談を集約し、仲間の弁護士とともに1年間で4万件を分析した。

相続や不動産賃貸借、住宅ローンなど「お金と暮らし」

### おかもと ただし 岡本 正さん(41)

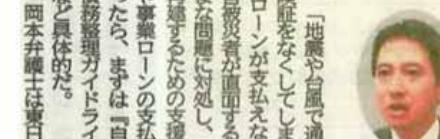
にまつわる相談が多くを占めた。法や制度をどう生かすか、その不備をいかに政策提言につなげるかを体系化した「災害復興法学」を確立。学生や自治体職員らに講義を重ねてきた。

支援を受ける側にも「知識の備えが必要」と指摘。「大災害の備えというと、水や食料を思い浮かべる人が多いが、家や仕事、大切な人を失うかもしれない。被災する前に読んでほしい」(小形佳奈)

2020.3.12

## 東京中日新聞 2020年3月12日朝刊

2020年(令和2年)3月30日(月曜日)



### 被災者助ける解説本

#### 岡本弁護士(岩手大)が出版



岡本正弁護士が出版した「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」(弘文堂)を岩手大地域防災研究センター客員教授の岡本正弁護士が出版した。

解説した「被災したあなたのお金とくらしの話」(弘文堂)を岩手大地域防災研究センター客員教授の岡本正弁護士が出版した。

「地震や台風で通帳や保険証をなくしてしまった」「ローンが支払えない」「災害患者が直面するさまざまな問題に対処し、生活を再建するための支援制度をや事業ローンの支払いに困ったら、まずは『自燃災害債務整理ガイドライン』」など具体的だ。

災後の2011年4~12月、日弁連災害対策本部嘱託室長を務め、被災者から問い合わせられる支援金などを一つ説明。(住宅ローンを助けるお金とくらしの話)

## 共同通信配信 2020年3月全国地方紙掲載



N H K

# クローズアップ現代

2024年4月9日

どうなる被災後の“お金”  
能登半島地震 くらし再建  
の壁



N H K

# みんなでプラス

2024年4月9日



N H K  
首都圏情報ネタドリ！  
2024年3月15日  
“住まいとお金”が危ない!  
首都直下地震 生活再建の課題



# 岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所。弁護士。博士（法学）。気象予報士。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究センター上席研究員。人と防災未来センター特別調査研究員。慶應義塾大学・青山学院大学ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学・日本福祉大学等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所（現在名）に10年勤務したのち、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「クローズアップ現代」「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」他メディアにおける有識者出演多数。

代表著書に『災害復興法学：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』（勁草書房／日本公共政策学会奨励賞受賞）、『災害復興法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（慶應義塾大学出版会）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（第一法規）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）、『図書館のための災害復興法学』（樹村房）など。

# 岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ  
(岡本正ウェブサイト)

主な論文・専門誌記事  
(CiNii)

researchmap  
(岡本正)



SYNODOS  
(寄稿／取材／対談)

弘文堂スクエア連載  
(新型コロナと災害復興法学)

Yahoo!ニュース  
(個人オーラー)

